

## 核融合科学研究所組織運営規則

制 定 令和5年3月14日 核研規則第4号  
最終改正 令和7年7月 8日

### (目的)

第1条 この規則は、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）における研究教育を円滑ならしめ、かつ、適正な学術経営を推進することを目的として、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号。以下「通則」という。）に定めのあるもののほか、研究所の組織及び運営に関し必要な基本的事項を定めるものとする。

### (管理部)

第2条 管理部は、研究所の総務、研究連携及び財務等に関する事務業務を行う。

2 管理部に置く課等及び所掌事務については、大学共同利用機関法人自然科学研究機構事務組織規程（平成16年自機規程第48号）の定めるところによる。

3 前各項に定めるもののほか、管理部の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

### (技術部)

第3条 技術部は、研究所の研究活動に資する技術的支援及び技術に関する専門的業務を行う。

2 技術部に、次に掲げる課を置く。

- (1) 機械システム技術課
- (2) 設計開発技術課
- (3) 電気電子技術課
- (4) 計測分析技術課
- (5) 制御情報技術課

3 前各項に定めるもののほか、技術部の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

### (研究部に置くユニット)

第4条 核融合科学の総合的研究のため、研究部に、別表に掲げるユニットを置く。

2 ユニットを設置、変更、廃止等する場合は、核融合科学研究所運営会議ユニット等評価委員会（以下「ユニット等評価委員会」という。）による評価のうえ、核融合科学研究所運営会議（以下「運営会議」という。）の議を経て決定するものとする。

3 ユニット等評価委員会は、原則2年毎にユニットの運営及び研究実績等に関する評価（以下「定期評価」という。）を実施するものとする。

4 ユニット等評価委員会は、定期評価を行った結果、必要に応じて、ユニットの方向性の変更又はユニットの廃止を運営会議に提言することができる。

5 前各項に定めるもののほか、ユニットの組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

### (核融合科学学際連携センター)

第5条 核融合科学学際連携センター（以下「連携センター」という。）は、研究所と他機関との学際的連携に関する業務を行う。

- 2 連携センターの構成員は、研究所の職員のうちから、所長が指名する。
- 3 前項の規定にかかわらず、所長が必要と認める場合は、専任の職員を置くことができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、連携センターの組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

（六ヶ所研究センター）

第6条 六ヶ所研究センター（以下「六ヶ所センター」という。）は、幅広いアプローチ（BA）活動との連携・共同研究の推進、原型炉開発の技術基盤構築に関し、職員及び共同研究者の参画を支援する業務を行う。

- 2 六ヶ所センターの構成員は、研究所の職員のうちから、所長が指名する。
- 3 前項の規定にかかわらず、所長が必要と認める場合は、専任の職員を置くことができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、六ヶ所センターの組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

（安全衛生推進センター）

第7条 安全衛生推進センター（以下「推進センター」という。）は、研究所内及び研究所外の環境安全を総合的に管理するとともに、研究所における事故及び労働災害を未然に防止するために、機器の運用・保全、職員の安全の確保及び健康の保持増進を図り、快適な職場環境の形成を促進する業務を行う。

- 2 推進センターの構成員については、別に定める。
- 3 所長が必要と認める場合は、専任の職員を置くことができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、推進センターの組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

（情報システム・セキュリティセンター）

第8条 情報システム・セキュリティセンター（以下「セキュリティセンター」という。）は、研究所におけるサイバーセキュリティの確保、研究所の情報ネットワークの運用・保守及び情報システムの開発・運用・保守等に関する業務を行う。

- 2 セキュリティセンターの構成員は、研究所の職員のうちから、所長が指名する。
- 3 前項の規定にかかわらず、所長が必要と認める場合は、専任の職員を置くことができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、セキュリティセンターの組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

（プラットフォーム企画室）

第9条 プラットフォーム企画室（以下「企画室」という。）は、研究施設の管理、運用及び共同利用を企画する業務を行う。

- 2 企画室の構成員は、研究所の職員のうちから、所長が指名する。
- 3 前項の規定にかかわらず、所長が必要と認める場合は、専任の職員を置くことができる。

- 4 前各項に定めるもののほか、企画室の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

(研究教育改善室)

第10条 研究教育改善室（以下「改善室」という。）は、研究教育の高度化と適正化を図るため、研究所における学術企画、人材育成、研究協力、コンプライアンス、利益相反及び図書・出版に関する業務を行う。

- 2 改善室の構成員は、研究所の職員のうちから、所長が指名する。
- 3 前項の規定にかかわらず、所長が必要と認める場合は、専任の職員を置くことができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、改善室の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

(広報室)

第11条 広報室は、研究所の研究活動や研究成果等に係る情報発信、社会連携及び史料の適切な公開等に関する業務を行う。

- 2 広報室の構成員は、研究所の職員のうちから、所長が指名する。
- 3 前項の規定にかかわらず、所長が必要と認める場合は、専任の職員を置くことができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、広報室の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

(図書室)

第12条 図書室は、核融合科学に関する研究、教育及び社会貢献等の諸活動を支援するため、必要な図書その他の学術情報の収集・整理・作成・保存・提供に関する業務を行う。

- 2 図書室の構成員は、研究所の職員のうちから、所長が指名する。
- 3 前項の規定にかかわらず、所長が必要と認める場合は、専任の職員を置くことができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、図書室の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

(研究力強化戦略室)

第13条 通則第15条の2に定める研究力強化戦略室は、研究力強化のための戦略策定を行うとともに、大学共同利用機関法人自然科学研究機構共創戦略統括本部と連携して機構全体の研究力強化に資する事業を行う。

- 2 前項に定めるもののほか、研究力強化戦略室の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

(核融合アーカイブ室)

第14条 核融合アーカイブ室（以下、「アーカイブ室」という。）は、核融合科学研究に関する史料の恒常的な調査、収集、整理及び保管、また適切な公開等に関する業務を行う。

- 2 アーカイブ室の構成員は、研究所の職員のうちから、所長が指名する。

3 前項の規定にかかわらず、所長が必要と認める場合は、専任の職員を置くことができる。

4 前各項に定めるもののほか、アーカイブ室の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

(フュージョンエネルギー産学連携研究室)

第14条の2 研究所に、産学官が連携して取り組むフュージョンエネルギーイノベーション研究拠点として、フュージョンエネルギー産学連携研究室を置く。

2 前項に定めるもののほか、フュージョンエネルギー産学連携研究室の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

(MCPoPプロジェクト推進本部)

第14条の3 研究所に、「超高温プラズマの「マイクロ集団現象」と核融合科学」計画を円滑に推進するため、MCPoP (Micro Collective Phenomena of Plasmas) プロジェクト推進本部 (以下「MCPoPプロジェクト推進本部」という。) を置く。

2 前項に定めるもののほか、MCPoPプロジェクト推進本部の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

(学術経営会議)

第15条 研究所に、学術経営会議を置く。

2 学術経営会議は、研究所の円滑な運営を図るため、研究所の研究教育に関する重要事項について審議し、決定する。

3 学術経営会議の構成員については、別に定める。

4 学術経営会議は、必要に応じ、次条に定めるユニット長会議又は別に定めるユニット会議に諮問することができる。

5 前各項に定めるもののほか、学術経営会議の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

(ユニット長会議)

第16条 研究部に、ユニット長会議を置く。

2 ユニット長会議は、研究所の研究教育に関する重要事項のうち、ユニットの運営に関する事項について調査審議する。

3 ユニット長会議の構成員については、別に定める。

4 前各項に定めるもののほか、ユニット長会議の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

(教育会議)

第17条 研究所に、教育会議を置く。

2 教育会議は、研究所における学生等の教育に関する事項について審議し、決定する。

3 教育会議の構成員については、別に定める。

4 教育会議のもとに、総合研究大学院大学・核融合科学コース委員会を置く。

5 教育会議のもとに、大学院連携委員会を置く。

6 前各項に定めるもののほか、教育会議の組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年7月8日から施行する。

別表（第4条関係）

| ユニット名        |
|--------------|
| メタ階層ダイナミクス   |
| 構造形成・持続性     |
| 位相空間乱流       |
| プラズマ量子プロセス   |
| プラズマ・複相間輸送   |
| 可知化センシング     |
| プラズマ装置学      |
| 複合大域シミュレーション |
| 超高流束協奏材料     |
| 超伝導・低温工学     |
| 核融合安全性科学     |